

平成26年6月遠野市議会定例会会議録（第4号）

平成26年6月13日（金曜日）

議事日程 第4号

平成26年6月13日（金曜日）

午後2時30分開議

- 第1 議案第42号 遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第43号 遠野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第44号 市道路線の認定について
- 第4 議案第45号 市道路線の変更について
- 第5 議案第46号 平成26年度遠野市一般会計補正予算（第2号）
- 第6 請願第2号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願
- 第7 総務常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第8 発議案第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について
- 第9 発議案第4号 医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金等の削減措置の撤廃を求める意見書の提出について
- 第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 1 日程第1 議案第42号 遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、
日程第5 議案第46号 平成26年度遠野市一般会計補正予算（第2号）まで。
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 2 日程第6 請願第2号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 3 日程第7 総務常任委員会の閉会中の継続審査について

- 4 日程第8 発議案第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 5 日程第9 発議案第4号 医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金等の削減措置の撤廃を求める意見書の提出について
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 6 日程第10 議員派遣について
- 7 閉 会

出席議員（20名）

- | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 萩 | 野 | 幸 | 弘 | 君 | | |
| 2 | 番 | 瀧 | 本 | 孝 | 一 | 君 | | |
| 3 | 番 | 多 | 田 | | 勉 | 君 | | |
| 4 | 番 | 菊 | 池 | 由 | 紀 | 夫 | 君 | |
| 5 | 番 | 佐 | 々 | 木 | 大 | 三 | 郎 | 君 |
| 6 | 番 | 菊 | 池 | 巳 | 喜 | 男 | 君 | |
| 7 | 番 | 照 | 井 | 文 | 雄 | 君 | | |
| 8 | 番 | 荒 | 川 | 栄 | 悦 | 君 | | |
| 9 | 番 | 菊 | 池 | | 充 | 君 | | |
| 10 | 番 | 瀧 | 澤 | 征 | 幸 | 君 | | |
| 11 | 番 | 小 | 松 | 大 | 成 | 君 | | |
| 12 | 番 | 織 | 笠 | 孝 | 之 | 君 | | |
| 13 | 番 | 菊 | 池 | 邦 | 夫 | 君 | | |
| 14 | 番 | 菊 | 池 | 民 | 彌 | 君 | | |
| 15 | 番 | 佐 | 々 | 木 | | 讓 | 君 | |
| 16 | 番 | 多 | 田 | 誠 | 一 | 君 | | |
| 17 | 番 | 安 | 部 | 重 | 幸 | 君 | | |
| 18 | 番 | 石 | 橋 | 達 | 八 | 君 | | |
| 19 | 番 | 浅 | 沼 | 幸 | 雄 | 君 | | |
| 20 | 番 | 新 | 田 | 勝 | 見 | 君 | | |

欠席議員

な し

事務局職員出席者

事務局 長 奥 瀬 好 宏 君

次 長 伊 藤 慎 君
主 査 及 川 憲 司 君

説明のため出席した者

市 長 本 田 敏 秋 君
副 市 長 菊 池 孝 二 君
経営企画部長 菊 池 文 正 君
経営企画部まちづくり再生担当
部長兼本庁舎建設室長 飛 内 雅 之 君
総務部長兼 菊 池 保 夫 君
防災危機管理課長 荻 野 優 君
健康福祉部長兼健康福祉の里所長
兼地域包括支援センター所長 菊 池 永 菜 君
(地域医療推進監)兼
地域医療推進室長
産業振興部長 鈴 木 惣 喜 君
農林畜産部長 大 里 政 純 君
環境整備部長 遊 田 啓 悦 君
遠野文化研究センター部長兼
図書館長兼博物館長兼文化課長 小 向 孝 子 君
市民センター所長兼
国体開催推進室長 古 川 憲 君
子育て総合支援センター所長兼
総合食育センター所長 菊 池 幸 市 君
宮守総合支所長 多 田 博 子 君
消 防 長 谷 地 孝 敏 君
教 育 長 藤 澤 俊 明 君
選挙管理委員長 菊 池 光 康 君
職務代理者 佐 藤 サ ヨ 子 君
代表監査委員

午後 2 時 30 分 開議

○議長（新田勝見君） 御苦労様です。これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（新田勝見君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、教育民生常任委員長から請願審査報告書がそれぞれ提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、総務常任委員長から、閉会中の委員会の継続審査申出書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、発議案 2 件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御

了承願います。

次に、議員の派遣についての資料をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第 42 号遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、

日程第 5 議案第 46 号平成 26 年度遠野市一般会計補正予算（第 2 号）まで。

○議長（新田勝見君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、議案第 42 号遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第 5、議案第 46 号平成 26 年度遠野市一般会計補正予算（第 2 号）までの 5 件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。

予算等審査特別委員長、菊池巳喜男君。

〔予算等審査特別委員長菊池巳喜男君登壇〕

○予算等審査特別委員長（菊池巳喜男君） 平成 26 年 6 月遠野市議会定例会において、予算等審査特別委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員長に萩野幸弘君が互選されました。

これより審査の経過と結果について御報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第 42 号遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第 46 号平成 26 年度遠野市一般会計補正予算（第 2 号）までの 5 件であります。

審査の中で、議案第 42 号は遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方における軽自動車増税額の住民への影響について、重課税となる軽自動車の台数についてなど、議案第 43 号遠野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、消防長が定める指定催しについて、議案第 46 号平成 26 年度遠野市一般会計予算（第 2 号）については、歳出では、3 款民生費認知症患者の徘徊による行方不明者を防ぐための地域での見守りについて、地域支

え合い体制づくり事業について、生活保護のケースワーカー等の体制についてなど、4款衛生費では、高齢者の肺炎防止ワクチン予防接種の周知についてなど、6款農林水産業費では、岩手中部クリーンセンター稼働後の汚染牧草の処理について、全国ワサビ生産者協議会岩手県大会に向けた取り組みについて、多面的機能支払い交付金について、特用林産施設等体制整備事業についてなど、7款商工費では遠野産ホップを使用したプレミアムビールについてなど、8款土木費では、国道107号休憩施設整備事業で整備されるトイレについて、老朽化したさわやかトイレの改修についてなど、9款消防費では、婦人消防協力隊の処遇改善についてなど、10款教育費では希望郷いわて国体に向けた取り組みについてなど、総括質疑では、市税条例改正に伴う法人税及び軽自動車税の見込みについて、若者が就業しやすいまちづくりについて、活発な質疑が交わされました。

討論では、議案第42号において反対討論があり、審査の結果については、議案第42号については多数をもって、議案第43号から議案第46号までの4件については、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

本委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、概要の報告にとどめ、審査の詳細については省略させていただきます。

以上、委員各位の御協力に感謝を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（新田勝見君） これより、委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。
11番小松大成君。

〔11番小松大成君登壇〕

○11番（小松大成君） 私は、議案第42号遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例の一部改正は、地方税法等の一部を

改正する法律によるもので、法改正の中には評価できる措置もあります。しかし、国会論戦を通じて明らかになってきたのは、地方税法改正の特徴として、消費税増税を前提とした激変緩和や景気対策のための減税措置とそれによって生じる地方税の減収分部代替年の増税であり、その具体化の一つが軽自動車税の税率引き上げであります。つまり、軽自動車税の税率引き上げは、消費税増税で二重課税となっている自動車取得税は廃止せよという自動車業界の要望に応え、自動車取得税の税率を現行自家用自動車取得税を5%から3%へ引き下げる一方で、軽自動車税や原付、オートバイなどの税率を大幅に増税するものです。もちろん、取得税の減税は消費者にとって歓迎すべきことですが、その財源の穴埋めとして、とりわけ我が遠野市のような農村地帯に暮らし、もはや暮らしに欠かせない交通手段として定着した軽自動車税などの大幅な増税は許されるものではありません。

また、新規登録から13年を経過した車両に対し20%もの重課が導入させます。表向き車体課税のグリーン化機能を代替するためとされていますが、これも自動車更新を早めたい自動車業界からの要望に応えた政策と言われています。物を大切に、末永く使うといった私の信条からして全く許し難い内容であります、消費税増税とともに二重の負担を住民に押しつけるものであり、これを承認するわけにはまいりません。

以上、議案第42号に対する反対討論といたします。お聴き取りいただきましてありがとうございます。

○議長（新田勝見君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第42号については、分離して採決いたします。

議案第42号遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案

第42号遠野市市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号から議案第46号までの4件を一括して採決いたします。各案件の委員長報告は可決であります。各案件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第43号から議案第46号までの4件については、委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第6 請願第2号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願

○議長（新田勝見君） 次に、日程第6請願第2号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、菊池巳喜男君。

〔教育民生常任委員長菊池巳喜男君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池巳喜男君） 去る6月6日に開会された平成26年6月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました請願第2号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願について、6月10日当常任委員会を開催し審査をいたしました。

その結果、医療費助成制度の現物給付に当たっては、本制度を導入した場合、導入自治体への国からの交付金が削減されることから、請願項目第1項「県は医療費助成制度について現物給付を導入して下さい」については、時期尚早

と判断し不採択といたしました。しかし、請願項目第2項「国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をやめて下さい」については、制度導入のペナルティとも言われる国からの交付金の削減措置を撤廃し現物給付に取り組むことができる環境を整える必要があると判断してよし、本請願については一部採択といたしました。

以上であります。

○議長（新田勝見君） これより、委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。請願第2号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願に対する委員長報告は一部採択であります。

項目別に採決いたします。

請願項目第1項「県は医療費助成について現物給付を導入して下さい」に対し、委員長報告は不採択であります。よって、請願項目について採決いたします。請願項目第1項を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。（「採択に賛成の人」と呼ぶ者あり）

請願項目について採決いたします。請願項目第1項を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。（「採択、賛成の人です」と呼ぶ者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立少数であります。よって、請願項目第1項は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、請願項目第2項「国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をやめて下さい」に対し、委員長報告は採択であります。本項は、委員長報告のとおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、請願項目第2項は、委員長の報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第7 総務常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第7、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の請願第3号ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」改正を求める請願につき、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第8 発議案第3号集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第8、発議案第3号集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

15番佐々木譲君。

〔15番佐々木譲君登壇〕

○15番（佐々木譲君） 集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わない事を求める意見書について説明いたします。

歴代政権は「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきものであり、

集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきた。

しかし、安倍首相は、本年2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を変更に、「与党と議論して政府として責任を持って閣議決定し、その上で国会で議論いただきたい」と述べ、国会審議を経ず内閣の一存で強行する考えをより明確に示した。

政府は、安倍首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整したうえで閣議決定を行う予定とされている。

しかし、このように一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることは出来ない。

よって、政府に対し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2014年6月、きょうは（「13日」と呼ぶ者あり）10日ですね。（「13日」と呼ぶ者あり）岩手県遠野市議会議長、新田勝見。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣宛てでございます。

議員の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第3号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

6 番菊池巳喜男君。

〔6 番菊池巳喜男君登壇〕

○6 番（菊池巳喜男君） ただいまの発議案に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

東日本大震災、多くの命、甚大な被害が発生し、そこで暮らすことさえ奪っていきました。それを乗り越え、復興が少しずつではありますが前へ進んでおります。それを支えているのは、人と人との絆であります。

日本とアメリカとの同盟国も絆で結ばれております。私たちの周りをみたととき、近所、友達が危機に扮しているときはあなたならどうするのでしょうか。他人如きに振舞うのでしょうか。歴代政権かてば集団的自衛権行使は憲法上許されないとの見解で踏襲されてきました。しかし、時代が変わり世界情勢も変化しているのです。東シナ海、そしてウクライナなど、多くの国々を見ていただきたいと思います。そこにある現実をみると、日米同盟やアジア諸国との関係を強化し、より強い絆が必要と感じます。自分さえ、自分の国さえ無事であればいい、ほかの国は自分たちでやれでは孤立を深めるだけではないのでしょうか。集団的自衛権の根底はそこにあるのではないのでしょうか。武力による攻撃でないものも、我が国の私権侵害に当たる行為を政府ではグレーゾーン事態と呼んでいます。武装集団が日本に上陸しただけでは自衛隊に防衛出動が命じられることはありません。不法入国の疑いがあるとして警察や海上保安庁が対応することになります。近くに自衛隊が居合せたとしても何もできないのです。治安出動も海上警備行動も閣議決定が必要で、手続を経ている間に被害が拡大する恐れが大きいのです。これは離島でも本土の警察置換が手薄な箇所どこでも考えられます。

憲法第9条の問題、一内閣の憲法解釈の変更での行使を包括的に容認すれば、戦争につなが

るとの反対論もあります。ただ、現在の状況で有事になっても自衛隊は動けないのです。憲法改正には時間を要します。有事はいつどこに起こるかわかりません。喫緊の課題でもあります。一内閣の交代で憲法解釈が変わるようでも困ります。国会としての意志を示し、法的安定性を担保するため、解釈変更に加えて安全保障基本法を制定することが望ましいと私は思います。

「昔、日の本という国があったずもな。とんど晴れでは」冗談にも言えません。よって、集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出には、私は反対をいたします。

議員各位におかれましては、このことを十分考慮いただき、同意いただければ幸いです。途中、大変見苦しい点をお詫びいたします。終わります。

○議長（新田勝見君） ほかに討論ありませんか。

11番小松大成君。

〔11番小松大成君登壇〕

○11番（小松大成君） 私は、今提案されています集団的自衛権の行使容認を許さないといった意見書に賛成の立場から討論いたします。

今、確かに言われているとおり、国際情勢はさまざまに変化いたしております。その変化の中で、世論の中にも集団的自衛権の発動といったものも言われるようになってまいりました。しかし、私はいかなる条件があろうとも、憲法9条で定めている、これを通り越して集団的自衛権を認めるということはあってはならないといった思いです。

我が日本共産党の機関紙赤旗新聞には、自民党の幹部であった古賀誠さん、加藤紘一さん、その方々が次々と登壇して、このまま憲法が壊されるようなことがあってはならない、こういった切実な訴えがなされております。

それから、慶応大学教授の小林節さん、この方は憲法改正論者であります。強硬な憲法改正論者です。しかし、この方でさえも今のやり方を許していたら憲法が空洞化してしまう、憲法

こそが政府を監視する、そういう機能を持っているんだ、しかし、これを憲法の上に首相が上に立つということはあってはならないことだということを憲法改憲論者でさえもそう言わざるを得ない状況になっているわけです。私はこれを許してしまったら憲法はあってもなくてもいいようなそんな状況を許してしまう、こんなことは許せない、私はそう思います。やはり、憲法は国民を縛るというものではなくて、時の政府を縛るといった性格があります。このようなものを幾ら国際情勢が大変だからといっても変えてはいけないと思っています。

私は、今まで戦後60年間日本の自衛隊が一人も人を殺さない、また殺されていない、これは日本国民として大変な誇りを持っております。この状況を一変しかねない今度のような集団的自衛権行使容認は決して許さない。この立場で私は賛成討論といたします。

○議長（新田勝見君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第3号

集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成26年6月10日

遠野市議会議長 新田勝見様

提出者 遠野市議会議員 佐々木 謙

賛成者 遠野市議会議員 多田誠一
同 菊池 充
同 小松大成

提案理由

集団的自衛権の行使は、我が国の安全保障の問題を超え、自衛隊の米軍に追従して武力行使を行う戦力へと改変するものとなる。憲法解釈の変更は、これまでの戦力不保持を謳う平和憲法第9条の近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることが出来ないものであることから、国に対して集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを強く要望するために意見書を提出するものである。

集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書

歴代政権は「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981（昭和56）年5月政府答弁書）を踏襲してきた。

しかし、安倍首相は、本年2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を変更に、「与党と議論して政府として責任を持って閣議決定し、その上で国会で議論いただきたい」と述べ、国会審議を経ず内閣の一存で強行する考えをより明確に示した。

政府は、安倍首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整したうえで閣議決定を行う予定とされている。

しかし、このように一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることは出来ない。

よって政府に対し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを強く要

望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝 見
衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
防 衛 大 臣 小野寺 五 典 様

**日程第9 発議案第4号医療費助成制度
における現物給付導入に係る交付金等の
削減措置の撤廃を求める意見書の提出に
ついて**

○議長（新田勝見君） 次に、日程第9、発議案第4号医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金等の減額措置の撤廃を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

教育民生常任委員長、菊池巳喜男君。

〔教育民生常任委員長菊池巳喜男君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池巳喜男君） 発議案第4号医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金等の減額措置の撤廃を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことであります。しかし、現物給付制度を導入すれば、ペナルティとして国から交付金が削減されてしまいます。多くの自治体が現物給付制度を導入しておりますが、その導入の妨げとなっている国の交付金の削減措置の撤廃が必須であります。

患者が安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげるため、国の交付金削減措置の撤廃を求める意見書を地方自治法第99条の規定により、衆参両議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣ほか関係大臣に提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新田勝見君） これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第4号

医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金等の減額措置の撤廃を求める意見書について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成26年6月10日

遠野市議会議長 新田 勝 見 様

提出者 遠野市議会教育民生委員会
委員長 菊 池 巳喜男

提案理由

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。しかし、現物給付制度を導入すれば、ペナルティとして国から交付金が削減されてしまう。多くの自治体が現物給付制度を導入しているが、その導入の妨げとなっている国の交付金の削減措置の撤廃が必須である。

患者が安心して受診でき、傷病の早期発見・

早期治療につなげるために、国の交付金削減措置の撤廃を求めるために意見書を提出しようとするものである。

医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金等の削減措置の撤廃を求める意見書

岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いである。

一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限までの支払いで済み、東北では本県以外のすべての県で導入されている。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっている。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができる。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要である。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要になる。

しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が削減されてしまう。なぜ国は、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを課すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、憲法第25条にも規定されているように国の責務ではないのでしょうか。

以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進、早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期の実現を求める。

記

1 国は、現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見
提出先

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
総務大臣 新藤 義孝 様
財務大臣 麻生 太郎 様

日程第10 議員派遣について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第167条の規定のより、お手元に配付しております資料のとおり、第52回知事を囲む懇談会のため、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、第52回知事を囲む懇談会に議員を派遣することに決しました。

閉 会

○議長（新田勝見君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成26年6月遠野市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時04分 閉会

